

仕様書

1 委託業務名

令和8年度脱炭素経営推進業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、国内では、「GX推進法」に基づき、2026年度から大規模排出企業を対象とした排出量取引制度が本格始動する。また、上場企業等においては有価証券報告書での排出量開示の義務化が進むなど、自社のみならず、サプライチェーン全体での排出量把握と削減が不可欠な経営課題となっている。

特に県内中小企業においては、取引先からの排出量データの提供要請や、エネルギー価格高騰への対応が急務であるが、ノウハウ不足やリソースの制約により、具体的な一歩を踏み出せていない企業も少なくない。

本事業は、県内事業者に対し、ポータルサイトを通じた最新情報の提供や先行事例の発信、基礎セミナーによる意識醸成を行うとともに、県内事業者へのプッシュ型アプローチや専門家による伴走支援を実施することで、脱炭素経営への「最初の一歩」を強力に後押しする。

同時に、地域の支援機関との連携体制を強化し、県内全域でGXを推進する土壌を醸成することで、地域経済の持続的な成長と産業競争力の強化を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務委託内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、委託業務を実施する上で確認を要する事項が生じた場合においては、委託者である和歌山県（以下、「委託者」という。）と協議・調整を行い、その指示に従うものとする。

（1）事業者向けポータルサイトの運用保守

- 既存のポータルサイト (<https://wakayama-pref-g3drive.jp/>) を事業者にとって利便性が高く、最新の情報が得られる状態に維持・管理すること。
- 県内支援機関（金融機関、商工団体等）の支援メニューを照会・とりまとめ、一元的に掲載すること。
- 県内企業のGX・脱炭素経営に関する先行事例を3社程度取材し、記事として掲載すること。

- 令和7年度ポータルサイト運營業務受託事業者よりサーバ・ドメイン、サイト利用者の登録データ（アカウント情報、掲載内容等）について引き継ぐこと。なお、システムの開発言語及びソフトウェア構成は以下のとおりとする。
プログラミング言語「PHP」、システムデータベース「MySQL」
- (2) 基礎セミナーの開催
- 県内中小企業の脱炭素経営への第一歩を後押しするためのセミナーを開催すること。
 - 令和8年8月末までに、オンライン形式で2回程度開催すること。
 - 各回概ね60～90分程度とし、県内企業が比較的手を付けやすい省エネや生産性改善に焦点を当てた内容とすること。
 - 各回の実施後、速やかにアーカイブ動画を和歌山県に提出すること。
 - 県が指定する動画配信URLに基づき、ポータルサイトへの掲載作業を行い、年度末まで視聴可能な状態とすること。
 - 集客について、参加者目標を設定し、効果的な広報活動を行うこと。
- (3) 個別企業へのプッシュ型アプローチ
- 脱炭素経営に未着手の企業に対し、直接的な動機付けと伴走支援を行うこと。
 - 県内企業に対し、省エネ診断の受診や排出量可視化ツールの導入等を促す訪問やオンライン面談等のアプローチを30件程度実施すること。
 - GXに関連する事業への参画や、脱炭素を活かした新ビジネスへの転換を検討する企業に対し、専門家による個別アドバイザリー支援を3件程度実施すること。
 - 個別アドバイザリー支援をした企業ごとに、現状の課題、提案内容、今後のロードマップ等をまとめた「個別支援カルテ（仮称）」を作成し、県に提出すること。
- (4) 支援機関向け勉強会及び情報共有会の開催
- 地域全体で脱炭素経営を後押しする体制を整備するため、県内支援機関を対象とした取組を実施すること。
 - 令和8年6月末までに、最新の脱炭素動向や支援ノウハウに関する勉強会を1回開催すること。
 - 令和9年1月末までに、各機関の支援状況を共有する情報共有会を1回開催すること。
- (5) 県内企業向けアンケート調査の実施
- 県内企業の実態やニーズを正確に把握し、より実効性の高い支援施策に繋げるため、県内企業向けアンケート調査を実施すること。

5 実績報告

本業務の実績報告は、以下の通りとし、電子媒体を業務期間内に提出すること。

- (1) 報告書 1部

(2) 業務資料（個別企業アプローチ結果、収集資料、作成資料等） 1部

6 秘密の厳守

受託者は、本業務で使用する各種資料・データ等に含まれる行政秘密や個人情報の紛失、漏洩がないように、各種資料及びデータのセキュリティ対策を講じるものとする。また、受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

7 その他

(1) 本業務に係る打合せ方法は、和歌山県庁内での対面又はオンライン形式を原則とし、各回の具体的な方法については委託者の指示に従うこと。

(2) 受託者は、打合せの内容を記録し、遅滞なく委託者へ提出すること。

(3) 受託者は、本業務の進捗について、委託者の指示に従い報告を行うこと。

(4) 本業務の報告書の公開の有無及び公開内容については受託者と委託者が協議の上決定する。

(5) 本事業による成果品に関わる著作権は、委託者に帰属する。

(6) 本業務の実施に要する費用は、受託者の負担とする。

(7) その他、本仕様書に記載のない事項については、受託者と委託者が協議の上決定する。